

## 第2回「東京国際法セミナー」における 上川外務大臣ビデオ・メッセージ

- 2024年東京国際法セミナーによろこそ。
- はじめに、日本弁護士連合会、日本国際法学会、法務省、国連大学、アジア・アフリカ法律顧問委員会（AALCO）そして協賛してくださった法律事務所に対し、心から感謝の意を表します。皆様の貴重な御支援なくしては、このセミナーの開催は実現しませんでした。
- 今日、世界が分断と対立を深める中、我が国は、「自由で開かれた国際秩序」を推進し続けてきました。国際的なレベルにおける法の支配は、依然として脆弱と言わざるを得ませんが、今、我々が白旗を振るわけにはいきません。

- 本年1月、私は、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、国際海洋法裁判所（ITLOS）という「法の支配」の守護者である3機関を訪問し、彼らの役割に対する日本の変わらぬ支持を示しました。
- ハーグにおいて強調したとおり、「法の支配」を広げていくためには、これに従事する人材が不可欠であり、我が国は、国際法務人材の育成の取組を更に充実させてきました。
- 政府職員と政府の外で活躍する国際法分野の専門家は、「法の支配」の推進に向けて果たすべき重要な役割を担っています。
- 我が国は、様々な国の政府職員や専門家と共に学び、関係構築を図っていくべく、努力を続けて参りました。

- この点、東京国際法セミナーは、まさに国・地域を越えて「法の支配」を共に創り上げていくプラットフォームです。
- 国際法の主要分野のトップクラスの専門家と議論を行い、アジア・アフリカの国際法の実務家が共に学び合う場を提供する場となっています。
- 私は、東京国際法セミナーを通じて、こうした「共創」の姿勢に基づき、国際法の実務家同士で、国際法に関する共通の知識を深め、友好的関係を育むことが、「法の支配」に導かれた平和の実現に寄与することを心から願っています。
- ありがとうございます。

(了)